(取扱注意) この条例案は、障害者支援課での検討段階の試案ですので、今後文言等が変更される場合 があります。

和歌山市手話言語条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の理解及び普及は、手話が言語であること、手話を必要とする人が手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有していること及びその権利を最大限尊重することを基本として、行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、手話の普及と、手話を必要としている人があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するために必要な措置を講じなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手 話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において 手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市長は、施策を推進するための方針を定めるものとする。また、この方針は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく和歌山市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく和歌山市障害福祉計画との整合性を図るものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 市長は、条例の施行に関し必要な事項を別に定めるものとする。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 施策の推進方針(案)

## 1 趣旨

市長は、和歌山市手話言語条例第6条の規定に基づき、手話に関する施策の基本方針を定めるものとする。

- 2 施策の推進方針
  - (1) 手話に対する理解の推進及び手話の普及に関すること。
    - ア 市民への広報啓発
    - イ 学校での啓発
  - (2) 手話の獲得及び習得に関すること。
    - ア 手話サークル等の周知
    - イ 市民向け手話講座の開催
  - (3) 手話による情報取得に関すること。
    - ア 講演会や研修会で手話通訳者を配置する。
    - イ 市の窓口で手話により説明を受けることができる。
  - (4) 手話による意思疎通支援の拡充に関すること。
    - ア 手話奉仕員養成研修の実施 (ボランティア講座から拡充)
    - イ 手話通訳者派遣事業の実施
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策を実施する。

## 3 推進会議の設置

市長は、手話に関する施策の実施状況について意見を聞くため、和歌山市手話施策推進会議を設置する。